7 職員手当の状況

<u>/ </u>	八八沉								
	区 分	6月期	1	1 2月	期		計		
期末勤勉	期末手当 1.2		月分	1.25月分		2.45月分			
手 当	勤勉手当	0.975	月分	1.025	月分	2.00月分			
	制度上の段階、職務の	<u></u>							
	支 勤 続 年 数		自己都合退職		定年・勧奨退職				
	勤続 2		19.6695月分		24.586875月分				
退職手当				28.0395月分		3 3. 2 7 0 7 5月分			
	勤続3	勤続35年		7 5 7 5 月分			7 0 9月分		
	率 最高	限度	4 7	. 7 0 9月分		47.	7 0 9月分		
特殊勤務	危険、不快、不健康ま	に従事する	職員に対して支給	する手当					
	手当の種		3種類						
手 当	特殊勤務手当	感染症等防	疫作業従事手当・行	路病死人処	理手当・出張	後似事務従事手当			
n+ 00 61	正規の勤務時間を超えて勤務した際に支給される手当								
時間外	令和 5 年度支給総額(選挙費・災害対策費除く) 1 2 , 1 7 5 千円								
勤務手当	支給職員1人当たりの平均支給月額								
				, , , -					
						(口加)			
	支船噸貝 1人当だりの 支給 要			手		(月額)			
		医 件				(月額)			
	支給要	を 件 D途がなく、	・配偶者			(月額)	6,500円		
扶 養 手 当	支給 要下記の者で他に生計の	を 件 D途がなく、	・配偶者 ・子				6,500円		
扶養手当	支給 要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を	を 件 の途がなく、 を受けている者	・子		当額	1	0,000円		
扶養手当	支 給 要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を ・配偶者	E 件D途がなく、を受けている者孫、弟妹	・子 ・父母及び	手	当 額 妹・重度心	1	0,000円		
扶養手当	支給要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を ・配偶者 ・満22歳までの子、 ・60歳以上の父母及	E 件D途がなく、を受けている者孫、弟妹	・子 ・父母及び	手 が祖父母・孫・弟	当 額 妹・重度心	1	0,000円 6,500円		
扶養手当	支 給 要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を ・配偶者 ・満22歳までの子、	E 件D途がなく、を受けている者孫、弟妹	・子 ・父母及び ・16歳~	手 が祖父母・孫・弟 ~ 2 2歳の子(特	当 額 妹・重度心 例加算)	1)。身障害者	0,000円 6,500円 5,000円		
	支 給 要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を・配偶者 ・満22歳までの子、・60歳以上の父母及・重度心身障害者	作の途がなく、を受けている者孫、弟妹なび祖父母	・子 ・父母及び ・16歳~	手 が祖父母・孫・弟	当 額 妹・重度心 例加算)	1)。身障害者	0,000円 6,500円 5,000円		
扶養手当住居手当	支給要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を ・配偶者 ・満22歳までの子、 ・60歳以上の父母及	作の途がなく、を受けている者孫、弟妹なび祖父母	・子 ・父母及び ・16歳~ 月額9,5 100円	手 が祖父母・孫・弟 ~ 2 2歳の子(特 の 0 円を超える ~ 2 8,000円	当 額 妹・重度心 例加算) 家賃を支払	1 込身障害者 、っている職	0,000円 6,500円 5,000円		
	支 給 要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を・配偶者 ・満22歳までの子、・60歳以上の父母及・重度心身障害者	作の途がなく、を受けている者孫、弟妹なび祖父母	・子 ・父母及び ・16歳~ 月額9,5 100円	手 が祖父母・孫・弟 ~ 2 2歳の子(特 0 0円を超える》	当 額 妹・重度心 例加算) 家賃を支払	1 込身障害者 、っている職	0,000円 6,500円 5,000円		
住居手当	支 給 要 下記の者で他に生計の 主として職員の扶養を・配偶者 ・満22歳までの子、・60歳以上の父母及・重度心身障害者	所 が を受けている者 孫、弟妹 なび祖父母	・子 ・父母及び ・16歳~ 月額9,5 100円~ 運賃等相	手 が祖父母・孫・弟 ~ 2 2歳の子(特 の 0 円を超える ~ 2 8,000円 当額が64,000	当 額 妹・重度心 例加算) 家賃を支払 0円を超え	1 ぶ身障害者 っている職 る場合は、	0,000円 6,500円 5,000円		
	支 給 要 下記の者で他に生計の主として職員の扶養を・配偶者 ・満22歳までの子、・60歳以上の父母及・重度心身障害者 借家・借	所 が を受けている者 孫、弟妹 なび祖父母	・子 ・父母及び ・16歳~ 月額9,5 100円~ 運賃等相	手 が祖父母・孫・弟 ~ 2 2歳の子(特 の 0 円を超える ~ 2 8,000円 当額が64,000	当 額 妹・重度心 例加算) 家賃を支払 0円を超え	1 ぶ身障害者 っている職 る場合は、	0,000円 6,500円 5,000円		
住居手当	支 給 要 下記の者で他に生計の主として職員の扶養を・配偶者 ・満22歳までの子、・60歳以上の父母及・重度心身障害者 借家・借	原 件 D途がなく、 を受けている者 孫、弟妹 なび祖父母 間	・子 ・父母及び ・16歳~ 月額9,5 100円 運賃等相 に加算	手 が祖父母・孫・弟 ~ 2 2歳の子(特 の 0 円を超える ~ 2 8,000円 当額が64,000	当 額 妹・重度心 例加算) 家賃を支払 0円を超え 0円の差額	1 ふ身障害者 、っている職 る場合は、 iの 2 分の 1	0,000円 6,500円 5,000円 過に対し、 1か月当たりの を64,000円		

8 部門別職員数の状況(人)

X	分	R05	R06	増減	区	分	R05	R06	増減
一般行政部門	議会	1	1	0	特別行政部門	教 育	1 5	16	1
	総務	1 9	2 0	1		小 計	1 5	1 6	1
	税 務	3	3	0	公営企業部門	水 道	2	2	0
	民 生	9	7	△2		下水道	1	1	0
	衛生	6	6	0		その他	4	4	0
	農林	7	7	0		小 計	7	7	0
	商工	3	2	△1			/	/	U
	土木	4	4	0	合計		人	人	人
	小計	5 2	5 0	△2			7 4	7 3	△1

※地方公共団体定員管理調査より

9 職員数の推移(人)

区 分	29年度	3 0 年度	0 1 年度	0 2 年度	03年度	0 4年度	0 5 年度	06年度
一般行政部門職員	5 9	5 7	5 6	5 4	5 2	5 0	5 2	5 0
教育部門職員	17	1 7	1 7	1 7	16	1 5	1 5	16
公営企業部門職員	7	9	6	6	6	6	7	7
合 計	8 3	8 3	7 9	7 7	7 4	7 1	7 4	7 3

※地方公共団体定員管理調査より